

取扱処方箋枚数届出の記入上の留意点

1 記載項目

薬局の名称及び所在地、許可番号及び年月日については薬局開設許可証の記載内容に準ずること。

2 対象薬局

令和5年12月31日時点で薬局開設許可を持つ全ての薬局
※令和6年1月1日以降に開設した薬局については、届出は不要。

3 対象期間及び日数

対象期間の令和5年1月～12月（※年度ではない）において業務を行った期間と、その期間の内業務を行った（開局した）日数。

4 前年(令和5年1月～12月)における総取扱処方箋数

- ・取り扱った全ての処方箋の数を記載すること。
ただし、**眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数は、3分の2を乗じた数**とする。
- ・処方箋の取扱いがなかった薬局は、「0枚」と記入して届出を行うこと。
- ・リフィル処方箋に基づき調剤を行った場合、その調剤1回ごとに、数に加えること。

5 備考欄について

- ① 薬局で定めた就業規則に基づく1週間の薬剤師の勤務時間（営業時間ではない）を記入すること。
ただし、1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満と定められている場合は、32時間とする。
- ② 現在勤務している常勤薬剤師の数を記入すること。
- ③ 現在勤務している常勤薬剤師以外の薬剤師の当該店舗における1週間当たりの通常の勤務時間数の合計を記入すること。
勤務時間数については、当該店舗における1週間当たりの通常の勤務時間数とし、他店舗の勤務時間数は含めない。

記入例 ・薬局で定める勤務時間：40時間

・当該薬局に勤務する薬剤師の週当たりの勤務時間数：

薬剤師A 週42時間、薬剤師B 週40時間、

薬剤師C 週20時間、薬剤師D 週16時間、薬剤師E 週10時間

① 薬局で定めた就業規則に基づく1週間の薬剤師の勤務時間 40時間

② 常勤薬剤師（①の勤務時間数以上勤務する薬剤師）数 2名

③ ②以外の薬剤師の当該店舗における1週間当たりの通常の勤務時間数の合計

$C + D + E = 20 + 16 + 10 = 46$

46時間

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令

(昭和三十六年一月二十六日)

(政令第十一号)

(取扱処方箋数の届出)

第二条 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年三月三十一日までに、前年における総取扱処方箋数(前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ三分の二を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。以下この条において同じ。)を薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。ただし、総取扱処方箋数が著しく少ない場合又はこれに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合にあつては、この限りでない。

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

(昭和三十六年二月一日)

(厚生省令第一号)

(取扱処方箋数の届出)

第十七条 令第二条ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 前年において業務を行つた期間が三箇月未満である場合
 - 二 前年における総取扱処方箋数を前年において業務を行つた日数で除して得た数が四十以下である場合
- 2 令第二条の届出は、様式第七による届書を提出することによつて行うものとする。

○薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

(昭和三十九年二月三日厚生省令第三号)

(薬局の業務を行う体制)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)

第五条第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 薬局の開店時間(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。)第一条第二項第二号に規定する開店時間をいう。以下同じ。)内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。
- 二 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局における一日平均取扱処方箋数(前年における総取扱処方箋数(前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ三分の二を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。))を前年において業務を行つた日数で除して得た数とする。ただし、前年において業務を行つた期間がないか、又は三箇月未満である場合においては、推定によるものとする。)を四十で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。)以上であること。